

公益社団法人 日本地すべり学会 源泉税処理内規

平成 23 年 8 月 30 日 制 定

平成 23 年 10 月 1 日 改 定

平成 27 年 8 月 25 日 改 定

(目 的)

第 1 条 この内規は、公益社団法人日本地すべり学会（以下、本学会という）が依頼する講演者やアルバイトへの支払いに対する源泉税の処理方法を定めるものである。

(処理方法)

第 2 条 本部または支部は、アルバイトや講演者に対してアルバイト料や講演料を源泉徴収税額後の金額にて支払い、本人に源泉徴収した旨を伝えることとする。

2 支部は以下のように源泉徴収記録を学会本部へ送付する。

(1)アルバイト料の場合

- ・次の条件を2つとも満たすとき、アルバイト料の源泉徴収は不要である。
「期間が2ヶ月以内」 かつ 「支給が9,300円/日未満」
不明の場合は、本部事務局まで問合せる。
- ・源泉徴収が不要でも、源泉徴収票の税務署への提出は必要であり、次の記録を学会本部へ送付する。
- ・送付内容：様式1・様式2の内容
- ・送付時期：支払い後ただちに。但し年間を通じて発生する場合は、年2回（1月5日、7月5日）、それぞれ半年分（7月～12月、1月～6月）をまとめて送付可。

(2)謝金（講演料・原稿料）の場合

- ・源泉徴収額は10.21%（一率）
- ・送付内容：様式3の内容
- ・送付時期：支払った月の翌月5日まで

3 本部は、1月に上記記録をもとに源泉徴収票や支払調書を作成し、本人に郵送する。

4 支部は、対象となる年間（1月～12月）の源泉税合計金額を学会本部の口座に振り込むこととする。なお、振り込み期限は1月20日までとする。

5 本部は、源泉徴収票や支払調書に基づき、1月と7月に税金を税務署に納めるものとする。ただし、7月分の納税は支部からの報告に基づき本部で立替えることとする。

(個人番号)

第 3 条 源泉徴収票作成のため必要となる個人番号は、管理責任者（アルバイト料の場合）又は依頼責任者（謝金の場合）が、「通知カード」又は「個人番号カード」により本人確認する。

- 2 管理（又は依頼）責任者は、本人確認後、必要を簡易書留で本部局まで送付する。
- 3 管理（又は依頼）責任者は、本人確認のためのカードは、その場で本人に返却する。
またカードのコピーなどで、かつその場での返却が難しいときはシュレッダーなどで完全に破棄し保有しない。

（改 正）

第4条 本内規の改正は、総務部及び学会事務局の起案のもと執行部の承認により施行する。

附 則

この内規は、平成23年8月30日に新規制定したもので、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この変更内規は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この変更内規は、平成27年8月25日から施行する。